

第7回東京都建築物液状化対策検討委員会 議事録

平成24年11月16日(金)に第7回東京都建築物液状化対策検討委員会が開催され、「『建築物における液状化対策の指針(仮称)』(素案)について」「地盤データの情報提供について」「液状化対策アドバイザー制度(仮称)について」及び「今後の検討委員会の進め方について(案)」についての報告等がありました。

第7回東京都建築物液状化対策検討委員会 意見の概要

○は委員の発言

議事1	『建築物における液状化対策の指針(仮称)』(素案)について
	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 『建築物における液状化対策の指針(仮称)』を、来年3月末に作成する予定である。今回は素案として現段階での状況の報告をし、本委員会で意見を頂戴したい。・ 本指針は都民の方が液状化に関する知識を深め、木造住宅などの建築物を対象として液状化による建物被害に備えていくための手引書というような位置づけである。液状化が発生する仕組み、液状化の可能性の把握の仕方、地盤調査の方法、液状化対策の方法などについてわかりやすく解説することを目的としている。 <p>○ 土の中の状況を説明する際に、地層の説明は「帯水層」「不透水層」より、「砂層」「粘土層」という書きの方が後の文章とつながるので書き替えたほうが良い。</p> <p>○ 液状化における地震動の影響について、L2も含めた全体の考え方の提示はあってしかるべき。</p> <p>○ 液状化対策についてアドバイザーに相談する際に、アドバイザーが基礎の選定まで行ってしまうと、設計行為になり得る。アドバイザーはどこまで責任を負うのか。</p> <p>○ 液状化への備え方について、専門家と相談して納得してもらい、というのは行政の対応としては極めて合理的である。</p> <p>○ あらかじめ液状化対策を講じるための対策工法の対象が、新築か既存かの区別が曖昧である。</p> <p>○ 対策工法として紹介されている高圧噴射攪拌工法は、設計指針に載っていないが、一般的と言えるのか。</p> <p>○ 今回の指針について、「指針」という表現が適切なのか、もう一度検討した方が良い。</p> <p>○ 密集市街地での具体的な修復工法を紹介してほしい。</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ご指摘、ご意見を踏まえて見直し、検討を行う。また、関係部署と調整し、記載の方法も考えていきたい。

議事2

地盤データの情報提供について

(事務局)

- ・ 液状化による建物被害に備え、対策を検討していくための第一歩として、液状化の発生の可能性について調査をしていくことが必要だということで、既存の資料である地盤調査の柱状図等と、国土地理院が作成した過去の地形図、土地条件図を、平成 25 年度から都、各区市で閲覧できるように行政の情報提供の取組みとして行いたい。さらに平成 26 年度からはインターネット上でも見る事が出来るように考えている。
- インターネットで公開する際には、国土地理院等のリンクを貼って、関係機関の情報も公開できると良い。
- 街区の地盤データは防災、被害想定等にも役立つので、デジタル化する際には他の防災の部局等にも使えるように考慮すると良い。

議事3

液状化対策アドバイザー制度(仮称)について

(事務局)

- ・ 液状化対策アドバイザー制度(仮称)については、東京都が基本方針を策定し、実施機関や建築士等の団体と協定を結び、実施機関が行う講習会等によってアドバイザーを育成し、実施機関の窓口での無料相談や、現地派遣等を行うといった制度を考えている。指針の配布と同時にスタートできるように準備を進めていきたい。
- アドバイザーがどこまでアドバイスが可能かについて、建築士制度との交通整理が必要である。
- アドバイザーが、液状化の可能性を示し、具体的な設計までは手を出さずに対策を促すだけでは、建て主に不安感を与えるだけではないか。
- 建て主だけではなく、例えば工務店がアドバイザーに相談を依頼する等のケースが出てくると思うので、色々なパターンをシミュレーションしたり、先行事例を参考にして、制度を組み立てていった方が良い。
- アドバイザー制度の存在を周知することも必要である。

(事務局)

- ・ まずは限られた体制でスタートし、ニーズに応じて広げていくようなやり方もあると思うので、十分考えて対応していきたい。アドバイザーが公平な第三者的な立場でのアドバイスができるような制度を確立していきたいと考えている。

議事4

今後の検討委員会の進め方について(案)

(事務局)

- ・ 本委員会は残り2回を予定している。8回目となる次回は1月中旬頃を予定し、今回の指針の素案を直したものと、本委員会の最終報告の素案をお示し、ご意見を頂きたい。9回目は2月中旬頃を予定し、最終報告を検討委員会の方でまとめて頂きたい。